

《 資料 3 》

京丹後市における今後の公民館体制及び運営のあり方について(答申)

1 はじめに

平成22年1月4日に京丹後市教育委員会教育長から、「京丹後市における今後の公民館体制及び運営のあり方について」の諮問を受け、審議の経過を平成22年3月31日に報告したところである。その後、各地域から選出されている社会教育委員が京丹後市全体の公民館活動の現状について認識を共有するため、具体的に公民館関係者との懇談を重ねるとともに、その情報を基に社会教育委員会議で慎重に審議を進めてきた。

その結果、次のとおり意見をとりまとめたので答申する。

2 京丹後市における公民館の推進体制について

(1) 地域公民館の推進体制

地域公民館は、それぞれの地域課題及び地域の独自性に配慮しつつ住民の多様なニーズを把握し、事業を実施していくことが必要である。同時に、公的社会教育施設として市民の学習機会の拡充を図るため、各地域公民館が地域の課題について共通の認識の上にたって連携し、広域的な事業を実施していくことも重要である。

地域公民館の設置は、当面合併前の町域単位の6地域公民館をそのまま存続し、公民館長と専門職員の公民館主事及び公民館嘱託職員、あわせて施設管理等、必要に応じて臨時職員を配置した体制が望ましい。また、地域公民館が地域のニーズを把握し、効果的な事業を計画・運営していくためには地域公民館職員だけでは限界があるため、地域公民館で実施するさまざまな事業への地域住民の参画と協力が必要であり、住民参加による事業の運営体制を構築していくことが今後の課題であると考え。あわせて、スポーツを通じた地域の健康づくりと住民交流を促進するためには、専門職員である体育指導委員の役割は重要であるため、地域の体育指導委員を地域公民館へ配置し、地域の体育・スポーツ事業の企画及び運営を分担することが望ましい。

地域公民館の施設は、身近な市民の学習と交流の拠点であるため、既存の公共的施設の利活用又は市民局との共用等を検討するなど、地域の拠点となる地域公民館施設を確

保することが急務である。

地域公民館の予算は、公的社会教育施設として、引き続き各地域公民館の事業計画に基づいて積算された社会教育予算により直接執行することが効果的である。また、京丹後市における地域課題を共有し、共通の事業を実施していくことや地域間を越えて市民が自由に参加できる事業の実施することが必要であり、このための教育委員会の指導性と必要な経費の確保が重要である。

(2) 地区公民館の推進体制

地区公民館は、これまで小学校区を基盤とした公民館活動を進めてきたが、小学校の再配置により学校がなくなる地区が発生するため、今後は地区の拠点としての活動を強化するための支援が重要である。また、活動内容も地域の活性化を目的とした本来地区公民館に求められている活動である「住みよい地域づくり」、「住民交流の促進」、「地域の教育力の向上」、「地域文化の伝承」が活動の中心となっていくことが予想される。あわせて、公的社会教育施設として設置されているため、住民の学習機会の均等を保障するための一定の共通の基準をもって事業を展開する必要がある。

地区公民館の運営は、地区の実情に合わせた生活課題の学習及び地区の住民交流を中心とした住みよい地域づくりを目指した活動であるため、地区の活性化に取り組む地区行政と連携した活動ができる体制が望ましい。このため、引き続き地区から選出された公民館長及び公民館主事を配置するとともに、地区行政と一体となって自主的に運営する地区公民館の体制を整備することが必要である。

地区公民館の施設は、ほとんどが専用の施設がなく地区の集会所等へ併設されているのが現状であるが、地区と一体となった公民館活動をすすめるために、専用施設にはこだわることなく住みよい地域づくりをすすめるための住民交流の場と位置づけて活動を継続することが有効である。

地区公民館の運営に係る経費では、地区公民館長及び地区公民館主事の報酬について現状の月額報酬を見直し、1年間の活動を基礎とした年額報酬が望ましい。あわせて、報酬の額についても合併前の報酬額を再考し、他の非常勤特別職の職員の額も参考にしながら再検討を求めたい。また、地区公民館の活動にかかる経費は、地区の主体的な活動を保障するとともに、地区公民館の体制を考慮しながら一定の基準をもって引き続き活動交付金として交付することが望ましい。

(3) 小規模地区公民館と分館体制

現在、京丹後市内には分館が設置されている地区公民館がある。また、合併前から引き継がれた小規模地区公民館も存在する。今後は、京丹後市内でも少子高齢化が進むことが明らかであり、地域によっては集落単位での公民館も限界が予想される。その場合、他地区への統合等の必要が生じるため、できるだけ小規模な集落単位の地区公民館や分館は避けるべきである。このため、大宮地域における分館は廃止し、当面は行政区を基盤とした一定規模の地区公民館として設置することが望ましい。また、休館等公民館活動の空白地区が発生した場合は、市民の学習や交流機会の均等を図るため、近隣地区公民館への統合等、地域の実情にあわせて早急に対処していただきたい。

3 京丹後市における今後の公民館運営のあり方について

(1) 生涯学習センターとしての中央公民館の設置

京丹後市の公民館は、合併以後地域公民館を設置して、それぞれの地域課題及び地域の独自性に配慮しつつ住民の多様なニーズを把握して事業を実施してきた。

しかし、市民のニーズにあった公民館活動を進めるために、各地域の独自性を維持しつつも京丹後市の生涯学習をすすめる拠点施設として、その機能を再整備する必要がある。同時に、公的社会教育施設として市民の学習機会の拡充を図るため、各地域公民館が地域の課題について共通の認識の上にとって連携し、広域的な事業を実施していくことも重要である。このため、京丹後市内の公民館を統括し、市民のニーズにあった公民館事業を系統的に実施するために、京丹後市の生涯学習センターの機能を持った中央公民館を設置することを早急に検討していただきたい。

中央公民館の施設は、施設の整備も重要であるが財政事情の考慮し、当面既存の施設の活用を原則とし、まず学習機能の充実を図ることを重要視すべきであるとする。

中央公民館の運営は、生涯学習の拠点としてさまざまな学習機能を系統的にすすめる必要があるため、社会教育行政と一体となった運営が効果的である。

(2) 地域公民館と小学校の連携

京丹後市の公民館活動は、小学校と連携し、地域で子どもを育てる活動を中心として

地域ぐるみで活動されてきた。このため、今後も小学校との連携を重視し、小学校の再配置により新たな小学校区ができた場合には地域公民館の配置を見直し、新たに小学校単位の地域公民館を設置することが重要である。

地域公民館の運営体制は、新たな地域の拠点となり小学校及び地域の連携体制を構築することが求められるため、公民館長と公民館主事及び必要な職員を配置することが必要である。

地域公民館の施設は、新たな市民の拠り所としての公民館施設の確保が重要であり、既存の施設及び再編後の学校施設等を活用しながら、拠点施設の整備と学習機能の充実を図りたい。

(3) 地区公民館のあり方

地区公民館は、京丹後市の発足と同時に、そのほとんどが合併した6町の体制を引き継ぎ、45地区公民館及び14分館が設置された。このため、現在でもそれぞれの地区で独自に活動された活動が継承されており、条例により一定の基準に基づいた画一的な地区公民館を継続することはきわめて困難である。

ただ、京丹後市における地区公民館は、地域に根ざした独自の活動を進めてきた歴史的な背景があるため、今後は地区の自治組織と連携した地区の活性化のための学習や交流活動の拠点と位置づけて、現在の活動の支援を継続していくことが効果的である。特に、学校の再配置により小学校がなくなる地区においては、住民の拠り所としての地区公民館の役割は一層重要になることが予想されるため、地区の活動が衰退することがないように支援を強化するなど有効な対応をお願いしたい。

4 京丹後市における生涯学習の推進について

京丹後市では、行政や関係機関・団体等から必要に応じて住民にさまざまな学習機会が提供されている。それぞれの事業効果は認められるが、立場や必要性に応じて事業が実施されているため、事業の重複等、非効率な部分なども見受けられる。

今後は、すべてが市民の生涯学習の場と位置づけ、教育行政だけではなく関係行政機関や団体等が広く連携・協力し、地域の活性化に向けた住民の学習機会や交流の場をより効果的に提供することが望まれる。

このため、京丹後市における学習機能を総合的かつ系統的に実施する生涯学習の推進体制の整備を早期に検討していただきたい。

5 さいごに

京丹後市では、社会の急激な変化などによる少子・高齢化が急速に進み、いわゆる限界集落が増えてくることは明らかである。また、地域の間人間関係が希薄化してきているといわれ、これからもこの傾向は進むことが予想される。このため、地域の活性化を進めることは重要な課題であり、公民館活動への期待と役割は大きくなっていく。

今後、京丹後市の生涯学習体制が整備され、公民館がその拠点としての機能を十分に発揮し、京丹後市の子どもからお年寄りまでみんなが楽しく住みよい地域づくりに向けた活動がさらに進むことを期待したい。

平成23年1月31日

京丹後市社会教育委員会議

議 長	本城 昌彦		
副議長	岡 眞子		
委 員	平井 猛	垣田 忠男	
	堀 さきみ	中矢 敏郎	
	引野 留子	谷 良夫	
	戸石 育代	藤原 繁和	
	石田佐保子	小森 哲朗	
	中山 一	平井 孝子	
	三浦 明子		

【検討の経過】

会議名・開催日時	主 な 内 容
平成 22 年 1 月 26 日 第 5 回社会教育委員会議	・ 公民館の体制及び運営に関する諮問について (諮問内容の質問及び答申内容について意見交換)
平成 22 年 2 月 16 日 第 6 回社会教育委員会議	・ 公民館の体制及び運営に関する答申について (答申の項目及び内容について意見交換)
平成 22 年 3 月 18 日 第 7 回社会教育委員会議	・ 公民館の体制及び運営に関する答申について (答申に向けての中間報告の内容確認)
平成 22 年 3 月 31 日	「京丹後市における今後の公民館体制及び運営のあり方 について」(中間報告)の提出
平成 22 年 5 月 7 日 第 1 回社会教育委員会議	・ 京丹後市における公民館の推進体制について (答申に向けて中間報告を踏まえた意見交換)
平成 22 年 8 月 20 日 第 2 回社会教育委員会議	・ 京丹後市における公民館の推進体制について (答申に向けて中間報告を踏まえた意見交換)
平成 22 年 11 月 17 日 第 3 回社会教育委員会議	・ 京丹後市における公民館の推進体制について (地域公民館長と意見交換)
平成 22 年 11 月 29 日～ 12 月 16 日 地域別懇談会 (6 地域)	・ 地域における公民館の現状と課題 (各地域公民館連絡協議会役員との意見交換)
平成 23 年 1 月 21 日 第 4 回社会教育委員会議	・ 社会教育委員会議の答申内容について (各地域別懇談会を踏まえて答申内容を検討)